

災害時の避難支援に御協力をお願いします

地震や台風、豪雨などの自然災害によって、毎年のように尊い命が失われています。

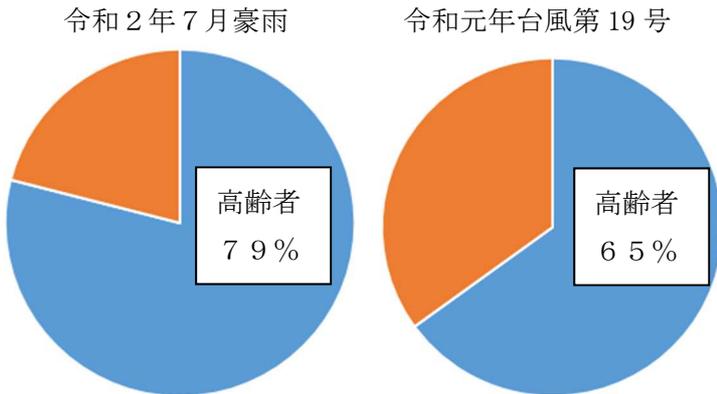
特に「避難行動要支援者」と呼ばれる、自らの避難することが困難な人たちは、事前に避難支援者や避難の方法を決めておかなければ、大きな被害を受ける危険性が高くなります。

しかしながら、地域の自治会や自主防災組織では、高齢化や人口減少により、支援の担い手不足が課題となっております。そのため、県では、新たな支援の担い手となる企業・団体との連携モデルの構築に向けた検討を進めております。

つきましては、企業・団体内で協力可能な避難支援の内容について御検討いただき、御協力をお願いします。

1 近年、豪雨災害が多発し、多くの高齢者、障がい者が被災

過去の災害における高齢者の死者の割合

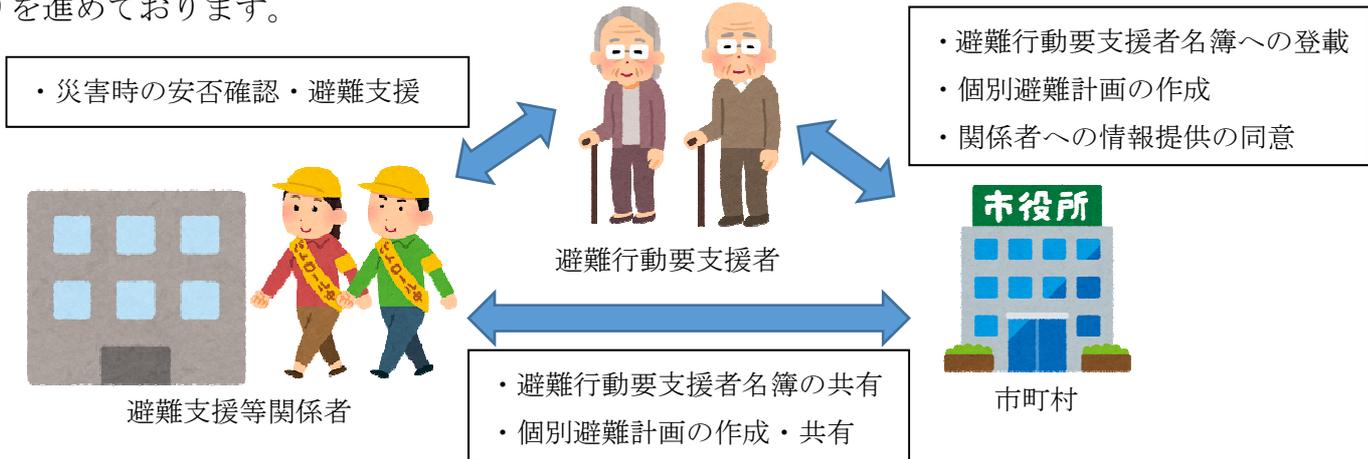


写真：令和元年台風第19号による浸水被害
宮城県丸森町（山形県消防防災航空隊提供）

2 避難行動要支援者避難のための取組み

市町村は、「避難行動要支援者名簿」を作成し、本人の同意を得て、災害時に避難支援等に携わる避難支援等関係者に共有しております。

さらに、避難行動要支援者名簿のうち、ハザードマップ内に居住している方や独居・高齢夫婦世帯などについて、優先的に「個別避難計画」を作成し、災害時に円滑に避難支援を実施できる体制づくりを進めております。



3 避難行動要支援者の避難支援に御協力をお願いします

この取組みは、地域での助け合い（共助）によって、災害時に一人でも多くの命を救うことを目的としたものです。

避難支援等関係者は、避難支援に法的な責任や義務を負うものではありません。

（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組」（内閣府作成）より）

※個別避難計画を作成していても、災害の状況によっては、避難支援等関係者も被災する場合があります。避難支援が必ずなされることを保証するものではないことを要支援者本人に説明します。従業員の安全の確保を最優先として、支援可能な内容について御検討をお願いします。

個別避難計画の支援者や支援内容は、本人や家族の意向を踏まえ、防災、福祉、地域等の関係者による地域調整会議を経て決定します。

なお、個別避難計画における企業・団体との連携事例は、福祉事業所を除いてほとんどなく、全国的にも先進的なモデルケースとなるものです。

4 想定される避難支援の内容

避難行動要支援者は、「要介護認定」、「身体・知的・精神障がい者」、「難病患者」などの災害時に一人で避難することが困難な方々です。

避難支援の内容としては、次の①～⑤などが想定されます。

- ① 電話や訪問による安否確認
- ② 避難情報発令の情報提供
- ③ 避難支援等関係者への情報伝達支援
- ④ 避難所への誘導・介助
- ⑤ 避難所への送迎



令和5年7月作成／山形県個別避難計画作成事業 G

〒990-8570

山形市松波二丁目8番1号 山形県防災くらし安心部防災危機管理課

電話：023-630-2231 mail：ykikikanri@pref.yamagata.jp